

令和 5 年第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年8月30日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第20号	多治見市農業委員会委員の辞職の同意について	1件
議第21号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 に係る意見聴取について	1件
議第22号	多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について	1件
議第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
報第18号	農地の形状変更届について	1件
報第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	欠席
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	
10	梶田 達行	

1 1	右高 一朋	
1 2	若尾 武彦	
1 3	山内 晃三	
1 4	長江 弓子	
1 5	水口 博文	
1 6	加納 洋一	
1 7	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和5年第8回農業委員会総会を開会する。本日は、2番 日比野敏夫委員から欠席の連絡があったので17名中16名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、4番 富田良一委員、5番 江崎 勇委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第20号「多治見市農業委員会委員の辞職の同意について」を上程する。議第20号について事務局より説明願う。

事務局 日比野敏夫委員より、令和5年8月14日に一身上の都合により辞職の申し出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、これを同意することについて承認を求めるものです。
本日承認をいただければ、8月30日付けをもって辞職となります。

議長 議第20号について委員の意見を求める。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第20号について、採決を行う。議第20号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手によって、20 号は承認することに決定する

次に議第 21 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を上程する。議第 21 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に
ついて協議の申し入れがあったもの。今回の変更の理由は、岐阜県の農業経営基
盤の強化の促進法の一部を改正する法律により、これまで取り組んできた「人・
農地プラン」が「地域計画」として今年 1 月から法制化されたということで、市
町村が策定する基本構想の改正を求められましたので、県の基本方針の内容変
更を踏まえて、多治見市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
を見直しするものです。

（個々の変更箇所の説明を実施）

議長 議第 21 号について、意見があれば発言願う。

11 番 10 月からインボイスが始まるため、農協を通して受託はできな
くなる。私が個人で受ければ良いが、登録する気もなく、農協を通じる
事はできない。今後は問題が出てくると思う。

議長 他に発言はないか。

（委員発言なし）

議長 他に発言がないので、議第 21 号について採決を行う。議第 21 号を承認
することについて、賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 21 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 22 号「多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について」
を上程する。議第 22 号について事務局から説明を願う。

事務局 「多治見市農業委員会事務局規程」の一部を改正するもの。

変更理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）により農地法の一部も改正され、これを引用する『多治見市農業委員会事務局規程』の一部改正を行う。

第 6 条第 1 項中「第 4 条 1 項第 8 号」を「第 4 条 1 項第 7 号」に、「第 5 条 1 項第 7 号」を「第 5 条 1 項第 6 号」に改める。

議長 それでは議第 22 号について、意見があれば発言願う。

（委員発言なし）

議長 発言がないので、議第 22 号について採決を行う。議第 22 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 22 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 23 号について事務局から説明を願う。

事務局 議第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■■■丁目■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 128 m²。■■■■■■丁目■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 119 m²、畑 2 筆計、247 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■-■、川地利明、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■。申請地については、以前より譲受人が耕作を行っていたが、今回、譲渡人から贈与を受けて経農を行う。

申請番号 2、所有権移転、所在地は、■■■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 206 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■ 他 1 名、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■■-■、■■■■。譲受人は申請地に隣接する土地に居住し、申請地で農業を行う。

申請番号 3、地上権設定、所在地は、■■■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、面積 710 m²（内 315 m²）。■■■■■■丁目■■■、登記簿地目は田、現況

も田、面積 373 m² (内 121 m²)、畑 2 筆計、1,083 m² (内 436 m²)。譲渡人は■■■■■■■■丁目■-■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(株)、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■-■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(株)。借受人は申請地に太陽光発電設備パネルを設置し、地上権の設定を行う。パネルの下でドクダミを栽培予定。地上権の設定は3年間で、以降その都度更新。

議 長 議第 23 号の事案 1 について地元委員の意見を求める。

11 番 現地を確認してきたが、綺麗に耕作されている。その時は■■■さんとは会う事ができなかったなので、電話で改めて確認を行い、これからも農業を行っていく事を確認した。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 23 号の事案 1 について、採決を行う。議第 23 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、23 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 23 号の事案 2 について地元委員の意見を求める。

6 番 現場には大きな木があつて、耕作に不向きな所はあるが、周りに建物は無く農地なので、問題となることは無いだろう。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 23 号の事案 2 について、採決を行う。議第 23 号の 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、23 号の 2 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 23 号の事案 3 について地元委員の意見を求める。

11 番 現場の状況はかなり草が繁茂している状況なので、早く太陽光発電をやってもらいたい。3 年前までは私がここを耕作していた。

5 番 ドクダミを作るとの事だが、どのくらいの量を作る予定だろうか。

11 番 以前の総会の中で、どのくらい作るなどの情報は出ていたと思う。気になるのは、繁殖力が強いという事。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 23 号の事案 3 について、採決を行う。議第 23 号の 3 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、23 号の 3 は承認することに決定する。

議 長 次に議第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 24 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 24 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、利用権設定は所有権移転、所在地は、■■■■■■丁目■■■-■■■、登記簿地目は畑、現況も雑種地、面積 53 m²。譲渡人は■■■■■■■■丁目■■■■■■■■、■■■■■■ 他 1 名、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■丁目■■■■■■の■■、■■■■■■■■ 転用目的は、公衆用道路。車の回転スペースとして利用。昭和 51 年頃にはアスファルト舗装されており、始末書提出。

申請番号 2、使用貸借権、所在地は、■■■■■■丁目■■■-■■■、登記簿地目は田、現況も田、面積 710 m² (内 0.45 m²)。■■■■■■丁目■■■、登記簿地目は田、現況

■■■■■■■■、■■■■■■■■。稲作継続が困難なため、栗、梅を栽培する。変更期間は許可日から本年の年末まで。管工事組合から出た土を入れる予定。

議 長 報第 18 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

7 番 現状、登記簿上は田になっていて、変更を行うと、登記簿上は畑になるということか。

事務局 法務局で変更申請をされれば、畑となる。申請を行わなければ、そのままとなる。農地であるので、どうしても変えなければならないというものでもない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議 長 発言がないようなので、報第 18 号を終了する。

議 長 次に、報第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を報告する。報第 19 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」受理したことを報告する。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■■丁目■■■■■-■、登記簿地目は畑、現況は雑種地、面積 43 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■■■■-■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■-■、■■■■■、転用目的は資材置場、始末書あり。

申請番号 2、所有権移転、所在地は、■■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、面積 187 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、(株)■■■、宅地分譲。

議 長 報第 19 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、報第 19 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議 長 他に議案以外で発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 農地パトロールについて依頼、説明実施。
新規委員へ向けて活動報告について説明。
10 月総会後の現場視察について事前通知
次回の開催日は、9 月 27 日水曜日の午後 2 時から、場所は本庁舎 4 階会議室で開催する。

議 長 それでは、以上をもって本日の第 8 回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 3 時 25 分)

事 務 局

事務局長 前田 剛

書 記 柳生 芳憲

書 記 岡田 聡

書 記 堀井 憲子

令和 5 年 8 月 30 日

議事録署名

4 番

5 番

議長